

# 第139回 定時株主総会 招集ご通知

信越化学工業株式会社

The logo for ShinEtsu, featuring the word "Shin" in blue and "Etsu" in green, with a stylized sunburst graphic between the two words.

**ShinEtsu**



代表取締役会長  
金川千尋



代表取締役社長  
森俊三

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第139回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、後ほどご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましても、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき55円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ10円増配の1株につき110円となります。

当社は、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 目次

■ 招集ご通知	P2	■ 株主総会参考書類	
■ 添付書類		第1号議案 剰余金の配当の件	P45
事業報告	P5	第2号議案 取締役11名選任の件	P46
連結計算書類	P35	第3号議案 従業員に対してストック	P52
計算書類	P38	オプションとして新株予約	
監査報告	P41	権を発行する件	

(注) 5ページから11ページに掲載されている写真、グラフ及び図は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

## 第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

## 記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）   |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区大手町二丁目6番1号<br>朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルーム<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第139期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第139期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    | 第1号議案 剰余金の配当の件<br>第2号議案 取締役11名選任の件<br>第3号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件  |
- 以 上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinetsu.co.jp/>）に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinetsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



**株主総会日時** **平成28年6月29日（水曜日）午前10時**  
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。  
株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただけない場合



**書面によるご行使**

**行使期限** **平成28年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。



**インターネットによるご行使**

[詳細につきましては次頁をご覧ください。](#)

**行使期限** **平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

[議決権行使ウェブサイト](http://www.evot.jp/) : <http://www.evot.jp/>

### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使してくださいよう、お願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <http://www.evote.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使期限  
平成28年6月28日(火曜日)  
午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時まで  
は取り扱いを休止します。

### システムに関わる条件について



#### 携帯電話による場合

- 以下のいずれかのサービスをご利用ください。  
なお、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ① i モード ② EZweb  
③ Yahoo!ケータイ



QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



#### パソコン・スマートフォンの場合

- ファイアウォール、アンチウイルスソフト及びproxyサーバー等の設定によっては、ご利用にならない場合もございます。

#### アクセス手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス  
携帯電話⇒「ログイン」  
パソコン⇒「次の画面へ」  
スマートフォン⇒「株主総会に関するお手続き」をクリック
- 2 ログインする  
お手持の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック
- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

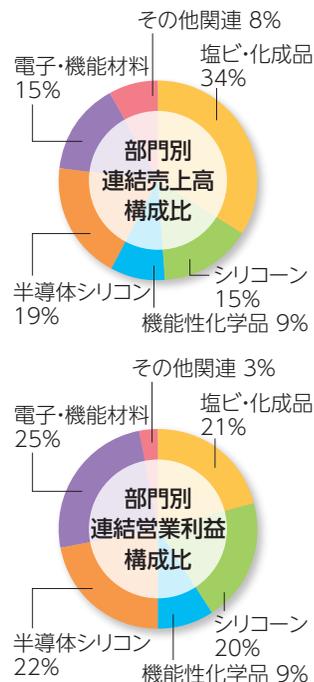
### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では景気回復が続きましたものの、欧州では力強さを欠く展開となり、アジア地域などの新興国では景気減速の傾向が見られました。また、日本経済は、雇用情勢の改善などを背景に個人消費が底堅く推移したほか、設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客への積極的な販売活動を展開するとともに、技術や品質の向上のほか特長ある製品の開発にも鋭意取り組んでまいりました。また、海外新工場の早期戦力化、国内外の製造拠点の拡充、原材料の安定的な確保にも注力するなど、強固な事業基盤の構築に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ1.9% (242億6千4百万円) 増加し、1兆2,798億7百万円となりました。営業利益は、前期に比べ12.5% (231億9千6百万円) 増加し、2,085億2千5百万円となり、経常利益も、前期に比べ11.1% (219億8千万円) 増加し、2,200億5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ15.7% (202億3千4百万円) 増加し、1,488億4千万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。



#### 売上高



#### 営業利益



#### 経常利益



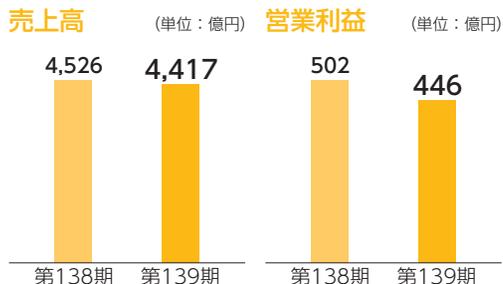
#### 親会社株主に帰属する当期純利益



## 塩ビ・化成品部門



白い粉末状の塩化ビニル樹脂



塩化ビニルは、北米需要が業界全体で対前年比2%低減したにもかかわらず、米国のシンテック社は、米国内の販売を伸長させるとともに、世界中の顧客への積極的な販売に努めたことから、出荷は堅調に推移しました。オランダのシエツPVC社は、前年度後半に原料調達先で生じた設備トラブルの影響を受けました。また、国内事業は、輸出が伸長したものの、住宅関連向けは振るいませんでした。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ2.4%（109億5千5百万円）減少し、4,417億1百万円となり、営業利益は、前期に比べ11.1%（55億7千4百万円）減少し、446億9千万円となりました。

## シリコン部門



電子機器、輸送機、化粧品など幅広い分野で使われるシリコンオイルとゴム



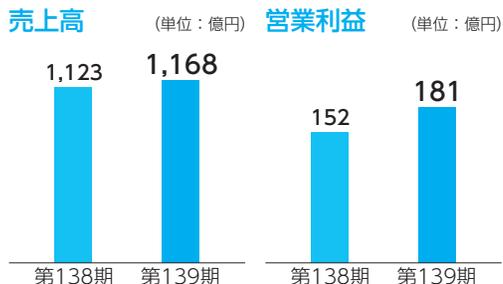
シリコンは、国内では、電気、電子向けの一部で需要の鈍化が見られましたものの、化粧品や自動車向けなど幅広い分野で出荷が堅調でした。海外でも、欧米のほか東南アジア向けの高機能製品が好調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.8%（103億1千万円）増加し、1,877億4千8百万円となり、営業利益は、前期に比べ24.2%（80億8千6百万円）増加し、415億円となりました。

## 機能性化学品部門



セルロース誘導体で作られたカプセルとコーティングされた錠剤



セルロース誘導体は、国内では、医薬用製品や建材用製品の出荷が堅調でした。ドイツのSEタイロース社は、塗料用製品を中心に順調に推移しました。また、豪州シムコア社の金属珪素は、出荷が堅調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ4.0%（45億2百万円）増加し、1,168億4千9百万円となり、営業利益は、前期に比べ19.1%（29億1千2百万円）増加し、181億9千万円となりました。

## 半導体シリコン部門



半導体シリコンウエハー



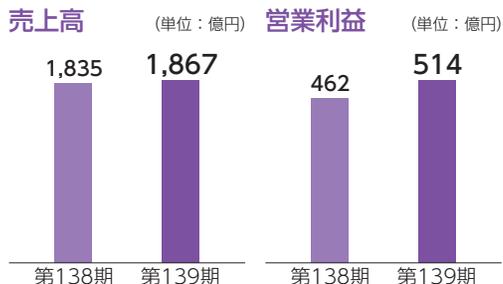
半導体シリコンは、スマートフォンをはじめとする電子機器需要の減速に伴い、ロジックデバイスの在庫調整の影響を受けましたが、メモリデバイス向けは総じて堅調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.8%（133億1千万円）増加し、2,433億2千6百万円となり、営業利益は、前期に比べ31.7%（113億2百万円）増加し、469億1千1百万円となりました。

## 電子・機能材料部門



角型、リング型、シリンダー型など各種希土類磁石



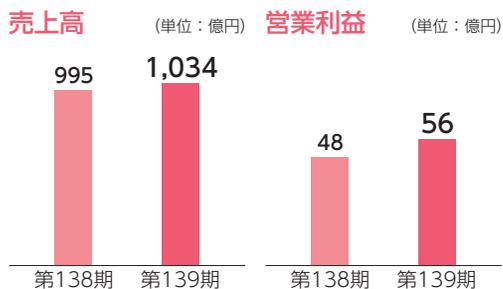
希土類磁石は、産業機器向けが振るいませんでしたが、ハイブリッド車をはじめとする自動車向けが堅調に推移しました。フォトレジスト製品は、ArFレジストや多層レジスト材料が底堅く推移し、マスクブランクスは出荷を大きく伸長させました。また、LED用パッケージ材料は堅調に推移し、光ファイバー用プリフォームも出荷が好調でした。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ1.8%（32億6千万円）増加し、1,867億6千5百万円となり、営業利益は、前期に比べ11.4%（52億4千5百万円）増加し、514億5千3百万円となりました。

## その他関連部門



信越ポリマー(株)の自動車用入力デバイスは各種操作スイッチに使用されています



信越ポリマー(株)の自動車用入力デバイスや半導体ウエハー関連容器が、好調に推移しました。また、信越エンジニアリング(株)のエンジニアリング事業も底堅く推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ3.9%（38億3千6百万円）増加し、1,034億1千5百万円となり、営業利益は、前期に比べ16.7%（8億5百万円）増加し、56億3千1百万円となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、1,347億5千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

セルロース製造工場（SEタイロースUSA社）の建設

新研究棟（当社シリコン電子材料技術研究所）の建設

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

塩化ビニルー貫製造設備（シンテック社）の増強

エチレン製造工場（シンテック社）の建設

シリコン製造設備（アジア シリコンズ モノマー社、シンエツ シリコンズ  
タイランド社）の増強

マスクブランクス製造工場（福井県）の建設

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

(注) 上記のほか、非連結子会社において、下記の工場を建設中です。

希土類磁石製造工場（シンエツ マグネティック マテリアルズ ベトナム社）

光ファイバー用プリフォーム製造工場（長飛信越（湖北）光棒有限公司）

フォトレジスト製造工場（信越電子材料股份有限公司）

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は、米国では景気回復が期待されますが、アジア地域などの新興国における景気減速の影響が懸念されるなど、先行きには不透明感があります。また、日本経済も、海外景気下振れの影響などが懸念され、予断を許さない状況にあります。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、世界の市場を見据え、需要の伸びを的確に捉えた販売活動を積極的に展開するとともに、最適地での製造拠点の建設や既存設備の増強により、世界的な事業展開を一段と加速させてまいります。また、生産性と品質の向上に一層注力し、原材料の安定的な確保にも努めるなど、強固な事業基盤の構築をめざしてまいります。

塩化ビニル事業では、米国シンテック社が、主要原料であるエチレンの生産工場の建設に取り組み、原料からの一貫生産体制の拡充を進めます。米国の有利な原料事情

を活かし、また、世界の需要動向を的確に見極めた営業戦略により、今後も世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、盤石なものとしてまいります。

半導体シリコン事業では、国内外の製造拠点から全世界の顧客に向け、高品質製品の安定供給を行い、あらゆるデバイス需要に的確に対応してまいります。また、先端デバイス向けウエハーの研究開発強化や生産性の向上などの方策を講じることにより、競争力を強化してまいります。

シリコン事業では、拡大が見込まれる高機能製品の需要を着実に取り込むため、国内製造拠点の能力増強を進めています。また、タイ工場的大幅な増強を行うなど、世界中の顧客への供給体制の拡充に取り組んでいます。さらに、研究棟を増設したシリコン電子材料技術研究所や新たに開設した米国のテクニカルセンターを活用し、研究開発の強化を進めております。これらの取組みにより、国内外においてさらなる事業拡大をはかってまいります。

希土類磁石事業では、原料の自社リサイクルや調達先の多様化をはかり、引き続き原材料の安定調達に努めてまいります。また、ベトナムで建設中の製品工場を早期に戦力化し、安定供給体制の構築を進め、自動車向けを中心に拡大している国内外の需要に 대응してまいります。

その他の事業につきましても、米国の塗料用セルロース工場や中国で増強を進めている光ファイバー用プリフォーム工場のほか、台湾で建設中のフォトレジスト工場や福井県で建設中のマスクブランクス工場などの拠点を活かし、世界市場でのさらなる飛躍をめざしてまいります。

さらに、将来の柱となる事業を生み出すため、世界の新しいニーズを先取りした独自性のある新規製品の研究開発と事業化を加速させるとともに、M&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第136期 平成24年度	第137期 平成25年度	第138期 平成26年度	第139期 平成27年度
売上高(百万円)		1,025,409	1,165,819	1,255,543	<b>1,279,807</b>
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		105,714	113,617	128,606	<b>148,840</b>
1株当たり当期純利益(円)		248.94	267.20	302.05	<b>349.46</b>
純資産(百万円)		1,623,176	1,822,135	2,012,711	<b>2,080,465</b>
総資産(百万円)		1,920,903	2,198,912	2,452,306	<b>2,510,085</b>

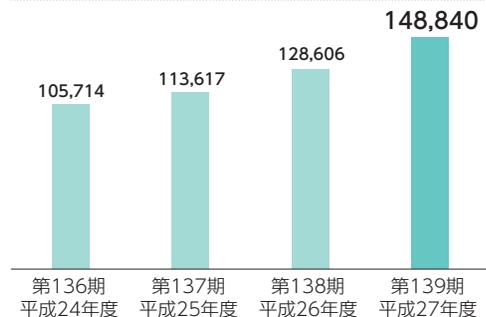
### 売上高

(単位：百万円)



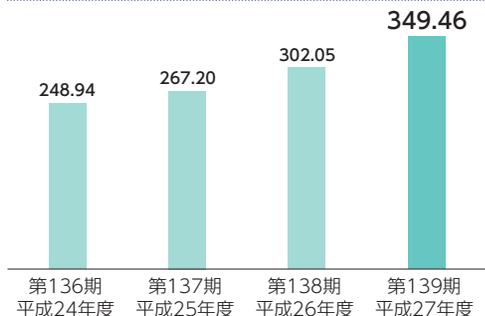
### 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



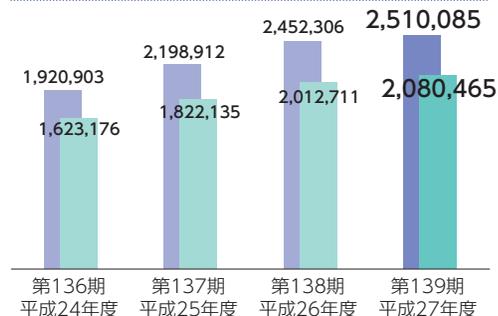
### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



### 総資産・純資産

(単位：百万円)



## (5) 重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	US\$ 18.75	100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	RM 181,500,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	US\$ 150,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	EUR 18,200	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	52.6 ( 0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)	EUR 500,000	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 ( 1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	NT\$ 1,500,000,000	70.0 ( 70.0)	半導体シリコンの加工・販売
SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD. (オーストラリア)	A\$ 32,005,100	100.0 (100.0)	金属珪素の製造・販売
Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited (タイ)	THB 5,600,000,000	100.0	シリコン製品の製造・販売
Asia Silicones Monomer Limited (タイ)	THB 3,393,000,000	100.0 (100.0)	シリコンモノマーの製造
長野電子工業株式会社	80百万円	90.0	半導体シリコンの加工

(注) 出資比率欄の( )内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## ② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
三 益 半 導 体 工 業 株 式 会 社	18,824百万円	43.9 ( 1.1)	半導体シリコンの加工及び精密機器の販売
信 越 石 英 株 式 会 社	1,000百万円	50.0	石英ガラス製品の製造・販売

(注) 出資比率欄の ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## ③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は91社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆2,798億7百万円（前期比1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,488億4千万円（前期比15.7%増）となりました。

## (6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等

塩ビ・化成部部門	塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコーン部部門	シリコーン
機能性化学品部部門	セルロース誘導体、金属珪素、ポパール、合成性フェロモン
半導体シリコン部部門	半導体シリコン
電子・機能材料部部門	希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル
その他関連部部門	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

(7) 主要拠点 (平成28年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
営 業 所	大阪支店、名古屋支店、福岡支店
工 場	直江津工場 (新潟県)、武生工場 (福井県)、群馬事業所 [磯部工場、松井田工場]、鹿島工場 (茨城県)
研 究 所	シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所 (以上群馬県)、塩ビ・高分子材料研究所 (茨城県)、合成技術研究所、新機能材料技術研究所 (以上新潟県)、磁性材料研究所 (福井県)

② 子会社

国 内	信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、信越アステック株式会社、信越エンジニアリング株式会社 (以上東京都)、長野電子工業株式会社 (長野県)
海 外	SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc. (以上米国)、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)、Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)、SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)、台湾信越半導体股份有限公司 (台湾)、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD. (オーストラリア)、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limited (以上タイ)

## (8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比
	名	名
塩ビ・化成品部門	1,250	+6
シリコン部門	2,232	+23
機能性化学品部門	1,260	+54
半導体シリコン部門	4,523	-28
電子・機能材料部門	3,275	+74
その他関連部門	5,867	+2
合計	18,407	+131

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
2,800	+43	42.0	20.2

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
日本生命保険相互会社	3,600
明治安田生命保険相互会社	2,300
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,180
株式会社八十二銀行	2,060

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

### (1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数 1,720,000,000株

発行済株式の総数 432,106,693株

株主の総数 54,699名

(注) 発行済株式の総数には自己株式6,127,692株が含まれております。

### (2) 大株主

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	41,394	9.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	32,268	7.6
日本生命保険相互会社	21,933	5.1
株式会社 八十二銀行	11,790	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	11,512	2.7
明治安田生命保険相互会社	10,687	2.5
G I C P R I V A T E L I M I T E D	6,487	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,467	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,315	1.5
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,357	1.3

(注) 当社は、自己株式6,127,692株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（平成28年3月31日現在）

##### ① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 （発行日）	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時 の1株当 り払込金額	権利行使期間	対象者
第10回新株予約権 （平成23年7月27日）	90個	当社普通株式 9,000株	無償	4,423円	平成24年7月28日 ～ 平成28年3月31日	当社従業員
第11回新株予約権 （取締役用） （平成27年9月24日）	4,600個	当社普通株式 460,000株	277円	7,339円	平成28年9月25日 ～ 平成32年3月31日	当社取締役 （社外取締 役を除く）
第11回新株予約権 （従業員用） （平成27年9月24日）	3,130個	当社普通株式 313,000株	無償	7,339円	平成28年9月25日 ～ 平成32年3月31日	当社従業員

(注) 1. 各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 第10回新株予約権は当社取締役に対しては発行しておりません。

##### ② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第11回新株予約権 （取締役用）	4,600個	18名

## (2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

平成27年9月8日の取締役会決議に基づき、平成27年9月24日付で、従業員82名に対して以下のとおり、ストックオプションとして第11回新株予約権（従業員用）を発行いたしました。

- ① 交付した新株予約権の数  
3,130個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 313,000株（新株予約権1個につき当社普通株式100株）
- ③ 発行価額  
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額  
7,339円
- ⑤ 権利行使期間  
平成28年9月25日から平成32年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件  
前記(1)①「新株予約権の概要」の（注）1.に記載のとおりです。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金 川 千 尋	SHINTECH INC.取締役会長
代表取締役社長	森 俊 三	
代表取締役副社長	秋 谷 文 男	半導体事業・精密材料事業・技術・環境保安関係担当、 信越半導体(株)代表取締役社長
代表取締役副社長	斉 藤 恭 彦	社長室・広報・経理・法務関係担当、国際事業本部長、 SHINTECH INC.取締役社長、 信越半導体(株)代表取締役副社長、 Shin-Etsu Handotai America, Inc.取締役社長
専務取締役	石 原 俊 信	新機能材料・特許関係担当、研究開発部長
常務取締役	幅 田 紀 一	
常務取締役	高 杉 晃 司	資材関係担当、新規製品部長
常務取締役	轟 正 彦	半導体事業部業務部長、信越半導体(株)常務取締役
常務取締役	秋 本 俊 哉	経理・広報関係担当、秘書室長、社長室長
常務取締役	荒 井 文 男	有機合成事業部長、Shin-Etsu PVC B. V. 取締役社長、 SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長
常務取締役	松 井 幸 博	電子材料事業本部長兼同事業本部マグネット部長
常務取締役	上 野 進	シリコン事業本部長
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	
※1 取 締 役	金 子 昌 資	
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫(株)相談役
※1 取 締 役	福 井 俊 彦	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長
※1 取 締 役	小宮山 宏	(株)三菱総合研究所理事長
取 締 役	宮 島 正 紀	塩ビ事業本部長
取 締 役	笠 原 俊 幸	経理部長
取 締 役	小根澤 英 徳	業務監査関係担当、企業開発部長
取 締 役	丸 山 和 政	新機能材料部長
取 締 役	池 上 健 司	総務関係担当、人事部長
取 締 役	塩 原 利 夫	電子材料事業本部副本部長兼同事業本部有機材料部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
常勤監査役	岡 田 理	
常勤監査役	岡 本 博 明	
※2 監 査 役	福 井 琢	弁護士、柏木総合法律事務所マネージングパートナー、慶應義塾大学大学院法務研究科教授
※2 監 査 役	小 坂 義 人	公認会計士・税理士、きさらぎ監査法人顧問
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役福井俊彦氏が所属する一般財団法人キャノングローバル戦略研究所と当社との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏が所属する㈱三菱総合研究所と当社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏が所属する柏木総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。  
 4. 社外役員の他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(3)社外役員に関する事項」に記載しております。  
 5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 取締役金子昌資、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏の4氏につきましては、㈱東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役	25	1,547	うち社外役員8名 170百万円
監 査 役	6	78	
合 計	31	1,626	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役及び監査役への支給額には、当事業年度に係る賞与引当額が含まれております。
3. 上記のほか、平成27年9月8日の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役18名に対しストックオプションとしての新株予約権115百万円を付与いたしました。
4. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）は含まれておりません。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は49百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係

社外取締役の福井俊彦氏は、キッコーマン(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外取締役の小宮山 宏氏は、JXホールディングス(株)及び(株)ファミリーマートの社外取締役を兼任しておりますが、当社と両社との間に特別の関係はありません。

社外監査役の永野紀吉氏は、SBIホールディングス(株)及びレック(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と両社との間に特別の関係はありません。

(注) 社外役員の他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、前記「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載しております。

### ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

業務執行に係る当社の主な審議及び決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催（当事業年度の取締役会は合計14回開催）されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

## イ. 社外取締役の活動状況

氏名	主な活動状況
Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	<p>同氏は、当事業年度中に開催された14回の取締役会のうち、13回出席しました（出席率93%）。</p> <p>当社では、社外役員に取締役会の審議事項に関する説明を行い、意見を事前に聴取することや議事録を全て英訳して送付することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討及び決定への関与をはかっており、同氏は、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p> <p>また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進してまいりました。グローバル企業としての長い歴史を有する米国ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた同氏の経営経験を活かした大所高所からの意見と具体的な助言は、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要なものとなっております。</p> <p>さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。</p>
金子昌資	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、旧(株)日興コーディアルグループでの経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>
宮崎毅	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、三菱倉庫(株)での経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>
福井俊彦	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率93%）、常務委員会に出席し、元日本銀行総裁としての世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>

氏名	主な活動状況
小宮山 宏	同氏は、取締役会に出席するほか（出席率86%）、常務委員会に出席しました。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学、地球環境、資源及びエネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。

## □. 社外監査役の活動状況

氏名	主な活動状況
福井 琢	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、取締役会及び監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
小坂 義人	同氏は、取締役会（出席率93%）及び監査役会（出席率100%）に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。
永野 紀吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧株ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めました。

- ④ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額  
81百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
127百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬等の額の変更の必要性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っております。

### (5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体(株)、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、Shin-Etsu PVC B. V.、信越ポリマー(株)、SE Tylose GmbH & Co. KG、信越アステック(株)、信越エンジニアリング(株)、台湾信越半導体股份有限公司、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関し、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分の内容

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹し公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて、暮らしや産業、社会に貢献する」という企業理念のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ）は、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

#### ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、また、関連会社会議及び関連会社社長会（以下、グ

グループ会社会議という)の開催により、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、当社取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、また、グループ会社会議において、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役(社外監査役を含む)とともに、グループ会社会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

### ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。

### ⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。

- 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- 経営、財務情報に係る重要事項
- 内部監査の実施状況
- 重大な法令・定款違反
- コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。

⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取組みを強力に推進する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社グループでは、法令を遵守した企業活動を行うため、企業理念や毎期の経営目標においても法令遵守を掲げ、その徹底に努めています。

企業活動に関係する法令の制定や改正があった場合には、法務部門が中心となり、社内に通達し、周知徹底を図りました。また、業務活動の適法性、合理性の観点から、内部監査部門において年間の監査計画を立案の上、各部門の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等への報告を行いました。

コンプライアンス研修については、独占禁止法遵守及び贈収賄防止のためのウェブ講座を実施したほか、新入社員研修及び管理職の階層別研修においても、当社のコンプライアンスに対する考え方や他社事例を踏まえた講座を実施し、コンプライアンスへの意識の徹底を図りました。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

当社は、「情報資産管理規程」に基づき、重要文書を含む情報資産の保存及び管理を行い

ました。また、情報セキュリティに関わる教育、訓練及び規程の遵守状況の確認を定期的に行いました。

### ③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会（当事業年度は3回開催）が中心となり、リスク管理に関する横断的な活動を行い、リスク管理体制の構築、業務執行に伴って発生するリスクの発見と未然防止に取り組みました。

また、当社は、安全を最優先とする経営方針のもと、事故や災害等の防止を最重点課題とし、管理システムの充実、プロセスや作業に潜むリスク対策に取り組むため、当社及び主要子会社の工場において、定期的な環境保安監査を実施しました。

### ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況

当社では、業務執行を審議、決定する機関として取締役会と常務委員会があり、取締役会では、会社の基本方針の決定や会社法及び定款等で定められた重要な業務執行について審議、決定を行っております。当事業年度においては、取締役会を14回、常務委員会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し、社外取締役からの助言を得て、さまざまな業務執行案件の審議や決定を行いました。

さらに、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸規程を整備いたしました。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図るとともに、グループ会社会議を定期的に開催するほか、常務委員会においても主要なグループ会社の経営に関する重要事項の報告を受けました。

内部監査部門は、必要に応じてグループ会社と協同して、業務活動の適法性、合理性の観点から各グループ会社の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等に報告を行いました。

### ⑥ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会及び常務委員会などの重要な社内会議に出席するほか、稟議書などの書類の閲覧を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図りました。さらに、常勤監査役は、毎月、内部監査部門と定例報告会を行い、活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、監査役連絡会及びグループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「本基本方針」といいます。)

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造、販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様にご提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

### (2) 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて (「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

#### ① 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の向上に絶え間なく努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

#### ② 具体的な取組み

当社グループの企業価値向上に向けた具体的な取組みの内容は、9ページの「1. 企業集団の現況に関する事項(3)対処すべき課題」の10行目以降に記載のとおりです。

このような取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### (3) 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、毎年、定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

#### ① 大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の骨子は、（i）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供し、（ii）大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

##### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

#### ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

#### ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動に係る客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第138回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

#### ② 大規模買付行為が実施された場合の対応

##### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

## ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

### ③ 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第139回定時株主総会終結の時までといたします。

## (4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### ① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

### ② 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保する

ことを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

### ③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

#### (ご参考)

本対応方針の有効期限は、平成28年6月29日開催予定の当社第139回定時株主総会終結の時までとなっており、当社は平成28年5月20日開催の取締役会において、本対応方針を継続しないことといたしました。

事業報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資 産 の 部)</b>	<b>(2,510,085)</b>	<b>(負 債 の 部)</b>	<b>(429,619)</b>
流 動 資 産	1,452,633	流 動 負 債	281,954
現金及び預金	597,048	支払手形及び買掛金	115,557
受取手形及び売掛金	268,905	短期借入金	7,873
有価証券	236,486	未払金	49,071
商品及び製品	133,664	未払費用	56,824
仕掛品	13,367	未払法人税等	29,519
原材料及び貯蔵品	133,981	賞与引当金	2,627
繰延税金資産	36,330	役員賞与引当金	547
その他の	47,689	その他の	19,933
貸倒引当金	(-) 14,840	固 定 負 債	147,665
固 定 資 産	1,057,451	長期借入金	5,288
有形固定資産	804,972	繰延税金負債	96,183
建物及び構築物	170,478	退職給付に係る負債	33,319
機械装置及び運搬具	410,322	その他の	12,872
土地	83,108	<b>(純 資 産 の 部)</b>	<b>(2,080,465)</b>
建設仮勘定	133,551	株 主 資 本	1,945,813
その他の	7,510	資 本 金	119,419
無形固定資産	13,152	資 本 剰 余 金	128,759
投資その他の資産	239,327	利 益 剰 余 金	1,731,042
投資有価証券	130,202	自 己 株 式	(-) 33,407
繰延税金資産	16,458	その他の包括利益累計額	82,478
その他の	94,474	その他有価証券評価差額金	13,780
貸倒引当金	(-) 1,807	繰延ヘッジ損益	1,611
		為替換算調整勘定	68,566
		退職給付に係る調整累計額	(-) 1,480
		新株予約権	237
		非支配株主持分	51,936
合 計	2,510,085	合 計	2,510,085

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
売 上 高	1,279,807
売 上 原 価	930,019
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>349,787</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	141,262
<b>営 業 利 益</b>	<b>208,525</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,011
受 取 配 当 金	4,506
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,302
そ の 他	8,684
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	452
為 替 差 損	2,760
固 定 資 産 除 却 損	1,329
そ の 他	4,483
<b>経 常 利 益</b>	<b>220,005</b>
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>220,005</b>
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	65,342
法 人 税 等 調 整 額	4,284
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>150,377</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,537
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>	<b>148,840</b>

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
平成27年4月1日 残高	119,419	128,572	1,626,873	(-) 33,837	1,841,029
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			(-) 44,720		(-) 44,720
親会社株主に帰属する 当期純利益			148,840		148,840
自己株式の取得				(-) 16	(-) 16
自己株式の処分		(-) 19		445	425
その他		206	49		255
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	186	104,168	429	104,784
平成28年3月31日 残高	119,419	128,759	1,731,042	(-) 33,407	1,945,813

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	合 計			
平成27年4月1日 残高	22,349	(-) 91	100,425	(-) 3,382	119,300	139	52,242	2,012,711
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								(-) 44,720
親会社株主に帰属する 当期純利益								148,840
自己株式の取得								(-) 16
自己株式の処分								425
その他								255
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	(-) 8,568	1,703	(-) 31,858	1,901	(-) 36,822	97	(-) 306	(-) 37,030
連結会計年度中の変動額合計	(-) 8,568	1,703	(-) 31,858	1,901	(-) 36,822	97	(-) 306	67,753
平成28年3月31日 残高	13,780	1,611	68,566	(-) 1,480	82,478	237	51,936	2,080,465

(百万円未満は切捨表示)

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目		金 額	科 目		金 額
		百万円			百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(1,022,313)</b>	<b>(負債の部)</b>		<b>(247,632)</b>
流 動 資 産	産 金	664,190	流 動 負 債	債 金	234,582
現金及び預	金	191,571	買掛金	入金	98,706
受取手形	金	5,541	短期借入金	借入金	6,340
売掛金	金	161,238	未払法人税等	未払法人税等	52
有価証券	金	152,000	未払費用	未払費用	20,126
商品・製品	品	31,871	前払費用	前払費用	16,108
半製品	品	18,894	預り金	預り金	13,441
原材料・貯蔵	品	47,581	役員賞与	役員賞与	101
前渡金	金	312	退職引当	退職引当	79,130
繰延税金	金	18,341	固定負債	固定負債	446
短期貸付	金	10,604	長期借入金	長期借入金	128
未収金	金	27,420	長期未払金	長期未払金	13,049
貸倒引当	金	5,313	長期繰上金	長期繰上金	5,003
固 定 資 産	産 金	(-) 6,500	退職給付引当	退職給付引当	74
有形固定資産	産 物	358,122	退職給付除去債	退職給付除去債	1,298
建物	物	41,524	株主資本	株主資本	362
構築物	物	4,409	資本剰余金	資本剰余金	6,242
機械・装置	置 具	39,055	その他の資本剰余金	その他の資本剰余金	67
車両運搬具	具	114	利益剰余金	利益剰余金	759,560
工具・器具・備	品	2,808	特別利益	特別利益	119,419
土地	地	24,181	特別償却準備金	特別償却準備金	121,147
建物	産 定	79	特定災害防止準備金	特定災害防止準備金	120,771
建設仮勘定	産 定	9,754	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	375
無形固定資産	産 定	1,880	研究費積立金	研究費積立金	552,401
投資その他の資産	産 金	234,314	配当平均積立金	配当平均積立金	6,778
投資有価証券	券 式	67,864	土地圧縮積立金	土地圧縮積立金	545,623
関係会社株	式 金	143,414	別途積立金	別途積立金	228
出資金	金	11	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	49
関係会社出資	金	14,054	自己株式	自己株式	2,026
長期貸付金	金	5,468	評価・換算差額等	評価・換算差額等	88
長期前払費用	用 金	49	その他有価証券評価差額	その他有価証券評価差額	15
貸倒引当	金	3,461	新株予約権	新株予約権	20
		(-) 10			351,137
合 計		1,022,313	合 計		192,056
					(-) 33,407
					14,899
					14,899
					221
					1,022,313

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目		金 額	
			百万円
売	上 高		630,239
売	上 原 価		481,124
<b>売 上 総 利 益</b>			<b>149,114</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			45,573
<b>営 業 利 益</b>			<b>103,541</b>
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		225	
受 取 配 当 金		6,629	
そ の 他		3,740	10,594
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		170	
そ の 他		3,948	4,118
<b>経 常 利 益</b>			<b>110,017</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>			<b>110,017</b>
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税		34,040	
法 人 税 等 調 整 額		650	34,690
<b>当 期 純 利 益</b>			<b>75,327</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有価証券 評価差額金	新 予 約	株 権	純 資 産 計	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式					合 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本	そ の 他 本 金	合 計	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)						
平成27年4月1日残高	119,419	120,771	394	121,166	6,778	515,016	521,794	(-)33,837	728,543	22,991	81	751,616			
当事業年度中の変動額															
剰余金の配当						(-)44,720	(-)44,720		(-)44,720			(-)44,720			
当期純利益						75,327	75,327		75,327			75,327			
自己株式の取得								(-) 16	(-) 16			(-) 16			
自己株式の処分			(-) 19	(-) 19				445	425			425			
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										(-) 8,091	139	(-) 7,951			
当事業年度中の変動額合計	-	-	(-) 19	(-) 19	-	30,607	30,607	429	31,016	(-) 8,091	139	23,064			
平成28年3月31日残高	119,419	120,771	375	121,147	6,778	545,623	552,401	(-)33,407	759,560	14,899	221	774,680			

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準備金	特定災害 防止準備金	固定資産圧縮 記帳積立金	研 究 費 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	土 地 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
平成27年4月1日残高	214	43	2,015	88	15	20	351,137	161,481	515,016
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								(-) 44,720	(-) 44,720
特別償却準備金の積立	103							(-) 103	-
特別償却準備金の取崩 (-)	88							88	-
特定災害防止準備金の積立		6						(-) 6	-
固定資産圧縮記帳積立金の積立			46					(-) 46	-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-) 35					35	-
土地圧縮記帳積立金の積立						0		(-) 0	-
当期純利益								75,327	75,327
当事業年度中の変動額合計	14	6	11	-	-	0	-	30,574	30,607
平成28年3月31日残高	228	49	2,026	88	15	20	351,137	192,056	545,623

(百万円未満は切捨表示)

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

信越化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 相澤 範忠 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 跡部 尚志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

信越化学工業株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 範忠 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 跡部 尚志 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成28年5月18日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	岡 田	理	Ⓔ
常勤監査役	岡 本	博 明	Ⓔ
監査役(社外監査役)	福 井	琢	Ⓔ
監査役(社外監査役)	小 坂	義 人	Ⓔ
監査役(社外監査役)	永 野	紀 吉	Ⓔ

以 上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様にも適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。

第139期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

**金銭**

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

**当社普通株式 1株につき金55円 総額23,428,845,055円**

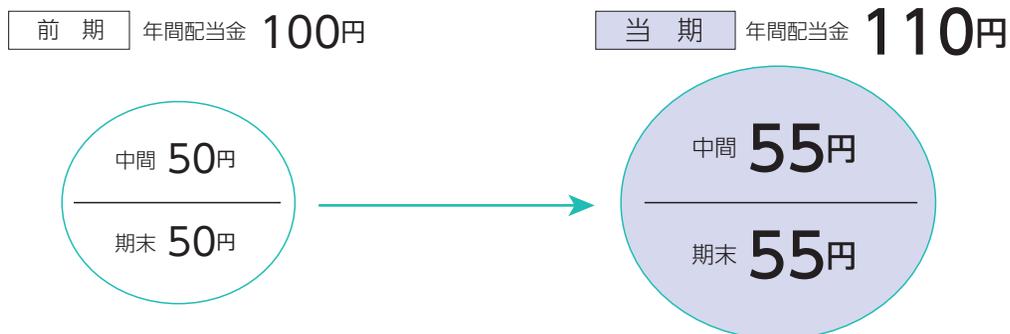
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

**平成28年6月30日**

なお、中間配当金として1株につき55円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前期の100円に比べ、10円増の1株につき110円となります。

[ご参考]

#### 1 株当たり配当金の推移



## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役金川千尋、森 俊三、秋谷文男、幅田紀一、轟 正彦、秋本俊哉、荒井文男、金子昌資、小宮山 宏、池上健司、塩原利夫の11氏は、任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号  
1

かながわ ちひろ  
**金川 千尋**  
(大正15年3月15日生)

所有する当社の株式の数  
193,900株

再任

### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和37年2月	当社入社
昭和45年12月	海外事業本部長
昭和50年1月	取締役
昭和51年8月	常務取締役
昭和54年1月	専務取締役
昭和58年8月	代表取締役副社長
平成2年8月	代表取締役社長
平成22年6月	代表取締役会長（現任）

### (重要な兼職の状況)

SHINTECH INC. 取締役会長

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### ▶取締役候補者の選任理由

金川千尋氏は、卓越した経営能力をもって当社を牽引し、塩ビ事業や半導体シリコン事業を世界一に築き上げ、更なる強固な事業基盤の構築に取り組むとともに、取締役会の議長を務めるなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号  
2

もり しゅんぞう  
**森 俊三**  
(昭和12年6月27日生)

所有する当社の株式の数  
27,650株

再任

▶ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和38年9月	当社入社
昭和60年5月	信越エンジニアリング(株)取締役
昭和63年5月	同常務取締役
平成4年1月	当社武生工場長
平成4年6月	取締役
平成8年6月	常務取締役
平成10年6月	専務取締役
平成19年7月	代表取締役専務
平成21年6月	代表取締役副社長
平成22年6月	代表取締役社長(現任)

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ **取締役候補者の選任理由**

森 俊三氏は、エンジニアとして国内外での豊富な経験と高い見識を有し、平成22年6月に社長に就任してからは、積極的に事業規模の拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号  
3

あきや ふみお  
**秋谷 文男**  
(昭和15年10月20日生)

所有する当社の株式の数  
11,600株

再任

▶ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和39年4月	当社入社
平成9年10月	技術部長
平成10年6月	取締役
平成12年6月	常務取締役
平成14年6月	専務取締役
平成16年6月	精密材料事業・技術関係担当(現任)
平成19年7月	代表取締役専務
平成20年11月	半導体事業関係担当(現任)
平成21年6月	代表取締役副社長(現任)
平成27年6月	環境保安関係担当(現任)

**(重要な兼職の状況)**

信越半導体(株)代表取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ **取締役候補者の選任理由**

秋谷文男氏は、生産技術における豊富な知見を有するとともに、半導体シリコン事業の強固な事業基盤の構築に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

<p>候補者番号 <b>4</b></p> <p>とどろき まさひこ <b>轟 正彦</b> (昭和28年5月16日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 8,755株</p> <p><b>再任</b></p>	<p>▶ <b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <table border="0"> <tr> <td>昭和51年4月</td> <td>当社入社</td> </tr> <tr> <td>平成13年1月</td> <td>半導体事業部業務部長（現任）</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月</td> <td>信越半導体(株)取締役</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月</td> <td>当社取締役</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月</td> <td>信越半導体(株)常務取締役（現任）</td> </tr> <tr> <td>平成22年6月</td> <td>当社常務取締役（現任）</td> </tr> </table> <p><b>(重要な兼職の状況)</b> 信越半導体(株)常務取締役</p> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ <b>取締役候補者の選任理由</b> 轟 正彦氏は、長年にわたり、半導体シリコン事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	昭和51年4月	当社入社	平成13年1月	半導体事業部業務部長（現任）	平成16年4月	信越半導体(株)取締役	平成18年6月	当社取締役	平成21年6月	信越半導体(株)常務取締役（現任）	平成22年6月	当社常務取締役（現任）
昭和51年4月	当社入社												
平成13年1月	半導体事業部業務部長（現任）												
平成16年4月	信越半導体(株)取締役												
平成18年6月	当社取締役												
平成21年6月	信越半導体(株)常務取締役（現任）												
平成22年6月	当社常務取締役（現任）												

<p>候補者番号 <b>5</b></p> <p>あきもと としや <b>秋本 俊哉</b> (昭和34年6月5日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 5,400株</p> <p><b>再任</b></p>	<p>▶ <b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <table border="0"> <tr> <td>昭和57年4月</td> <td>当社入社</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月</td> <td>秘書室長（現任）</td> </tr> <tr> <td>平成20年6月</td> <td>取締役</td> </tr> <tr> <td>平成22年6月</td> <td>常務取締役（現任） 経理関係担当（現任）</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月</td> <td>広報関係担当（現任） 社長室長（現任）</td> </tr> </table> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ <b>取締役候補者の選任理由</b> 秋本俊哉氏は、経営企画や経理業務における豊富な知見を有するとともに、広報やCSRを担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	昭和57年4月	当社入社	平成19年9月	秘書室長（現任）	平成20年6月	取締役	平成22年6月	常務取締役（現任） 経理関係担当（現任）	平成27年6月	広報関係担当（現任） 社長室長（現任）
昭和57年4月	当社入社										
平成19年9月	秘書室長（現任）										
平成20年6月	取締役										
平成22年6月	常務取締役（現任） 経理関係担当（現任）										
平成27年6月	広報関係担当（現任） 社長室長（現任）										

候補者  
番号  
6

あら い ふみ お  
**荒井 文男**

(昭和33年9月15日生)

所有する当社の株式の数  
5,000株

**再 任**

▶ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和56年 4 月	当社入社
平成15年 3 月	Shin-Etsu PVC B. V. 取締役社長（現任）
平成16年 1 月	SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長（現任）
平成16年 6 月	当社取締役
平成22年 6 月	有機合成事業部長（現任）
平成25年 6 月	常務取締役（現任）

**(重要な兼職の状況)**

Shin-Etsu PVC B. V. 取締役社長  
SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ **取締役候補者の選任理由**

荒井文男氏は、欧州の塩じ事業、並びに、有機合成事業の世界的な事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号  
7

こ み やま ひろし  
**小宮山 宏**

(昭和19年12月15日生)

所有する当社の株式の数  
1,900株

**再 任**

**社外取締役候補者**

▶ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和63年 7 月	東京大学工学部教授
平成12年 4 月	同大学大学院工学系研究科長・工学部長
平成17年 4 月	国立大学法人東京大学総長
平成22年 6 月	当社取締役（現任）

**(重要な兼職の状況)**

(株)三菱総合研究所理事長  
JXホールディングス(株)社外取締役

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ **社外取締役候補者の選任理由等**

小宮山 宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員候補者であります。同氏は平成22年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。東京大学総長等を歴任した同氏は、この間、化学工学のほか地球環境や資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者  
番号  
8

いけがみ けんじ  
**池上 健司**  
(昭和20年11月24日生)

所有する当社の株式の数  
3,000株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年 4月	当社入社
平成16年12月	人事部長 (現任)
平成26年 6月	取締役 (現任)
平成27年 6月	総務関係担当 (現任)

▶ 候補者は、(株)ヒューマンクリエイトの代表取締役社長であり、当社は同社との間で研修業務の委託等の取引を行っております。

▶ 取締役候補者の選任理由

池上健司氏は、人事労務における豊富な知見を有するとともに、総務を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号  
9

しおばら としお  
**塩原 利夫**  
(昭和23年1月16日生)

所有する当社の株式の数  
3,152株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4月	当社入社
平成17年 7月	電子材料事業本部有機材料部長 (現任)
平成22年 8月	電子材料事業本部副本部長 (現任)
平成26年 6月	取締役 (現任)

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

塩原利夫氏は、長年にわたり、有機材料事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者 番号 <b>10</b>	たかはし よしみつ <b>高橋 義光</b> (昭和28年10月20日生)	<b>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b> 昭和49年3月   当社入社 平成24年11月   台湾信越シリコン股份有限公司董事長（現任）
	所有する当社の株式の数 3,000株	<b>▶ 候補者は、台湾信越シリコン股份有限公司の董事長であり、当社は同社との間でシリコン製品の販売等の取引を行っております。</b>
	<b>新任</b>	<b>▶ 取締役候補者の選任理由</b> 高橋義光氏は、台湾及び中国におけるシリコン事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、当社の経営への一層の貢献を期待し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者 番号 <b>11</b>	やすおか かい <b>安岡 快</b> (昭和36年5月3日生)	<b>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b> 昭和60年4月   当社入社 平成3年11月   SHINTECH INC. 出向 平成25年11月   社長室事業促進グループ長（現任）
	所有する当社の株式の数 3,000株	<b>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</b>
	<b>新任</b>	<b>▶ 取締役候補者の選任理由</b> 安岡 快氏は、米国の塩ビ事業における豊富な業務経験を有するとともに、社長室事業促進グループ長として、当社及び当社グループ会社の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、当社の経営への一層の貢献を期待し、新たに取締役候補者いたしました。

## 第3号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

### 2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

#### (2) 新株予約権の数の上限

4,300個を上限とする。

（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式430,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。）

#### (3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

## (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の1年後の応当日の翌日から平成33年3月31日まで

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

## (8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## (9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以上







## 定時株主総会会場ご案内図



### 会場



### 朝日生命大手町ビル 27階 大手町サンスカイルーム

東京都千代田区  
大手町二丁目6番1号

### 交通のご案内

- JR……………東京駅「日本橋口」：徒歩約2分
- 地下鉄……大手町駅「B6出入口」：直結
  - 東西線：徒歩約2分
  - 丸の内線：徒歩約8分
  - 千代田線：徒歩約10分
- 半蔵門線 三越前駅「B2出入口」：徒歩約3分
- 半蔵門線：徒歩約8分
- 三田線：徒歩約10分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

### 信越化学工業株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

お問い合わせ等がございましたら、  
下記の番号にご連絡ください。

電話 (03)3246-5011  
(総務部-ダイヤルイン)